

提供日 2026/05/25
タイトル 豚熱のまん延防止のための消毒命令について
担当 経済産業部 農業局畜産振興課
連絡先 家畜衛生防疫班
TEL 054-221-2709



豚熱のまん延防止のための消毒命令について

令和8年3月及び5月、富士宮市内の養豚場における豚熱の発生を受け、豚及びいのしし飼養施設へのまん延防止に万全を期すための措置として、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令を発出します。

- 1 対象施設
 - ・ 県内全域の6頭以上の豚又はいのしし飼養施設
- 2 公示日
 - ・ 令和8年5月25日（月）
- 3 実施期間
 - ・ 令和8年5月26日（火）から令和9年3月31日（水）まで
- 4 消毒方法
 - ・ 消毒薬又は消石灰を飼養施設内及び飼養施設周辺に散布
- 5 その他
 - ・ 飼養衛生管理の徹底を図るため、静岡県は、対象施設に対し農場消毒用の消毒薬を配布し、消毒状況の確認及び指導をします。